許可地域の指定について

江別市の大麻地区地区計画区域を、北海道屋外広告物条例第3条第1項第10号に基づく「その他知事が指定する地域」(許可地域) として指定する。

1 対象区域の概要

所在地: 江別市大麻211番1ほか (大麻地区地区計画区域に同じ)

- ・ JR大麻駅から北西約1.2kmに位置する市街化調整区域。
- ・都市計画道路大麻インター線(道道東雁来江別線)に接し、江別西インターチェンジに近接。
- ・南東に第1種低層住居専用地域に指定されている既存住宅地が隣接。

2 許可地域に指定する理由

・当該地域は、江別市都市計画マスタープランの位置づけに基づき、市街化調整区域における地区計画として大麻地区地区計画を定めている。

交通利便性の高さを活かし、地域の産業振興やまちの魅力に寄与する土地利用を図ることとしており、土地利用の動向と広告物規制の調和を図るため許可地域に指定する。

3 指定する地域区分

当該地域を第4種許可地域とする。

理由:現在、道道沿道以外は第4種許可地域であり、地区計画に応じた土地利用を行うにあたり、 地区全体を第4種許可地域とすることが適当であるため。

区分	指定前	指定後	
	第4種許可地域		
	(用途地域を除く都市計画区域)	第4種許可地域	
許可地域	第6種許可地域	(用途地域を除く都市計画区域)	
	(国道・道道の沿道 100m 以内の		
	展望できる地域)		

4 許可地域別の主な基準

区分	目的の制限	屋上広告物	壁面広告物	地上広告物
- 四万	日中几个人的历	座 上丛 古物	壁面四百物	地工丛古物
第4種	なし	1 面 30 ㎡以内	 壁面の 1/3 または	1 面 30 ㎡以内
許可地域		合計 60 ㎡以内	型画の1/3 または 30 m ³ 以内	合計 60 ㎡以内
			30 m以内	高さ 10m 以下
第6種	自家用広告物又は	【自家用広告物】		
許可地域	案内用広告物に限	1事業所あたり合計 30 ㎡以下、高さ 10m以下		
	定	【案内用広告物】		
		1面 3.5 ㎡以内、合計 7 ㎡以内、高さ 6m 以下		
		4 個以下		

自家用広告物:自己の事務所又は営業所に表示し、又は設置する自己の事業若しくは営業の所在、

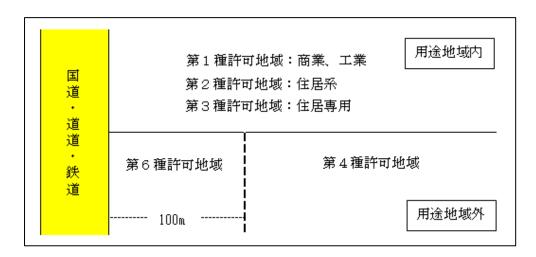
名称、内容、商標又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するもの。

案内用広告物:「施設等」への案内を目的とする広告物又はこれを掲出する物件。

5 その他参考事項

(1) 規制の概要

巨八	都市計画区域内		数字字型型C44M	
区分	用途地域内	用途地域外	都市計画区域外	
第1種	商業、工業系			
第2種	住居系			
第3種	住居専用			
第4種		第5種・第6種以外		
第5種		国立公園普通地域等		
第6種		国道・道道・鉄道沿道100m		



(2) 関係規定

【許可地域の指定】

○北海道屋外広告物条例

(許可地域等)

- 第3条第1項 次に挙げる地域又は場所(前条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。)に広告物を表示し又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。
- (10) その他知事が指定する地域又は場所
- ○現在の指定状況(告示)

条例第3条第1項第10号の知事が指定する区域

滝上町の家屋連たん地域の許可基準を4種から2種に変更(H2.4.1)

【審議会への意見聴取】

○北海道屋外広告物条例

(諮問)

- 第24条 知事は、次に掲げる事項については、北海道景観条例(平成20年北海道条例第56号) 第30条に規定する北海道景観審議会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 第2条第1項第1号から第2号まで、第3号の2から第3号の3まで、第3号の5、第3号の6、第6号若しくは第7号、同条第2項第10号又は第3条第1項第1号、第4号の2から第5号まで、第6号若しくは第8号から第10号までの規定により地域、場所又は物件につき指定しようとするとき。